

受付 番号	種 目 番 号 320 各種調査企画	連絡先	委 託 担 当		
			都市整備局都市交通課	担 当 者 名	須那
				電 話	045-671-3800

設 計 書

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 委 託 名 | 令和6年度 青葉区東部地区における移動サービスの検討調査業務委託 |
| 2 | 履 行 場 所 | 横浜市内 |
| 3 | 履 行 期 間
又 は 期 限 | <input checked="" type="checkbox"/> 期間 契約締結日 から 令和7年3月28日 まで
<input type="checkbox"/> 期限 |
| 4 | 契 約 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/>概算契約 |
| 5 | その他特約事項 | なし |
| 6 | 現場説明 | <input checked="" type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所) |
| 7 | 委 託 概 要 | 1. 移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整、効果検証 1 式
2. 学識経験者等へのヒアリング 1 式
3. 報告書の作成 1 式
4. 業務打合せ等 1 式

_____ |

8 前 金 払

する

しない

9 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額 ¥ _____

内 訳 業 務 価 格 ¥ _____

消費税及び地方消費税相当額 ¥ _____

委 託 内 訳 書

名 称	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘 要
①直接人件費					
1. 移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整、効果検証	1	式			第1号内説明細書参照
2. 学識経験者等へのヒアリング	1	式			第2号内説明細書参照
3. 報告書の作成	1	式			第3号内説明細書参照
4. 業務打合せ等	1	式			第4号内説明細書参照
直接人件費計					
②直接経費					
電子成果品作成費	1	式			
旅費交通費	1	式			
直接経費計					
③その他原価					
その他原価	1	式			
業務原価					
④一般管理費等					
一般管理費等	1	式			
業務合計					
消費税及び地方消費税相当額					
委託代金額					

1. 移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整、効果検証

第1号内訳表

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
主任技師		人/日			
技師 (A)		人/日			
技師 (B)		人/日			
技師 (C)		人/日			
技術員		人/日			
計					

2. 学識経験者等へのヒアリング

第2号内訳表

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
主任技師		人/日			
技師 (A)		人/日			
技師 (B)		人/日			
技師 (C)		人/日			
技術員		人/日			
計					

3. 報告書の作成

第3号内訳表

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
主任技師		人/日			
技師 (A)		人/日			
技師 (B)		人/日			
技師 (C)		人/日			
技術員		人/日			
計					

4. 業務打合せ等

第4号内訳表

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
主任技師		人/日			
技師 (A)		人/日			
技師 (B)		人/日			
技師 (C)		人/日			
技術員		人/日			
計					

横浜市都市整備局

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

☑ 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

☑ 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-u-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

令和6年度 青葉区東部地区における移動サービスの検討調査業務委託 仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、「令和6年度 青葉区東部地区における移動サービスの検討調査業務委託」に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、本市の委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

(3) 履行場所

横浜市内

(4) 履行期限

契約締結日から令和7年3月28日まで

2 業務目的

本市では、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによる生活様式の変化に伴い、路線バスの減便が加速しており、地域の足に大きな影響を及ぼしている

これに加えて、起伏が多い住宅地が広がっている郊外住宅地などでは、高齢者を中心に、日常生活圏にある生活サービス施設（スーパーや病院）などへの移動やバス停までの徒歩移動が難しく、不規則なニーズに対応できる新たな移動手段の確保が求められている。

このように地域の交通や移動手段を取り巻く状況は非常に厳しいが、移動手段は市民生活や経済活動を支える土台であるとともに、郊外部のまちづくりや本市の持続的な成長・発展の布石となる重要な政策課題であるため、誰もが移動しやすい地域の交通や移動手段を確保していかなければならない。

一方で社会の動向として、ICTを活用した新たなモビリティサービス等への期待も高まっていることや、国の方でも、地域における移動手段の維持・確保に向けて、「地域が自らデザインする地域の交通」として、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源の総動員を位置付ける等、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法を一部改正するなど、地域交通の確保に向けた具体的な方向性が示された。

その後の状況として、人口減少やコロナ禍の影響で一層厳しい状況であることも踏まえ、さらに国は、最新のデジタル技術等の実装を進めつつ、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、「共創」を推進し、地域交通を持続可能な形で「リ・デザイン」（刷新・再構築）する方策の検討など、住民の豊かなくらしの実現に不可欠な存在である地域交通の確保に向け、その動きを加速化させている。

以上を踏まえ、本業務委託では、主に共創の視点のアプローチから、新たな公共交通サービスの実現に向けて、令和4年度「地域の総合的な移動サービスのあり方検討調査業務委託（その2）」（以下、R4委託）、令和5年度「青葉区東部地区における移動サービス等の検討調査業

務委託」(以下、R5委託)の実証実験の効果検証結果を踏まえ、規模や範囲などを見直した青葉区東部地区における実証実験の計画策定、認可手続きおよび実証実験の実施に関わる地域、交通事業者、生活サービスを提供する民間企業、団体、国等の関係者(以下、関係者)との協議・連絡調整を行う。計画策定後は、関係者間の運営方法、役割分担などの調整に対する支援・助言を行う。

3 これまでの経緯

(1) 横浜市地域公共交通会議資料

- ・令和4年度 第2回 青葉区新石川地区における地域交通の実証実験について
- ・令和5年度 第1回 青葉区東部地区(新石川地区、美しが丘地区、あざみ野地区)における地域交通の実証実験について(以下、R5年度実証実験)

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/chiikikotsu/support/kotsukaigi/kaigi.html>

(2) 横浜市記者発表資料

- ・令和4年12月16日 民間企業との共創による、生活サービスと連携した新たな公共交通サービスの実証実験を実施します!

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/seisaku/2022/jisshoijissi.html>

- ・令和5年9月1日 民間企業との共創によるデマンド交通実証実験の参加者募集

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/toshi/2023/aoba_demand.html

4 業務概要

(1) 移動サービス実証実験の許可手続き、関係者調整、効果検証

ア 移動サービス実証実験の許可手続き、実施主体・関係者との調整

R4委託、R5委託の効果検証結果を踏まえ、青葉区東部地区(新石川地区、美しが丘地区、あざみ野地区)において、下記(ア)の条件を踏まえた約6か月間(令和6年9月～令和7年2月予定)の実証実験に必要な公共交通会議資料作成、認可手続きならびに実証実験実施主体・関係者(R5年度実証実験に参画した事業者、地域住民の代表組織、公共施設等)との協議・調整を行う。実証実験開始後は、実証実験実施主体・関係者に対して、地域公共交通に関する他都市事例やビジネスとして成立させるための視点からの改善提案など、実証実験の成果状況に応じた支援・助言を行う。

(ア) 実証実験計画(案)

項目	内容
運行事業者	R5年度実証実験と同一を想定
事業の許可	道路運送法第21条(一般乗合旅客事業者輸送、区域運行)
配車システム運営	R5年度実証実験と同一を想定
運行エリア	○新石川エリア 横浜市青葉区新石川1～4丁目 ○美しが丘エリア 横浜市青葉区美しが丘1～5丁目

	○あざみ野エリア 横浜市青葉区あざみ野1～4丁目 横浜市青葉区あざみ野南2～4丁目
予約方法	インターネット・電話 ※本委託と別契約により、テレビを活用した予約方法の実証実験を数十名のモニター限定で実施予定
利用対象者	・子育て世帯、高齢者（移動に課題を抱える方） ・地域周辺の施設の利用者（商業施設、病院等） ・エリア人口約6.5万人を対象とし、R5実証実験の参加者 約2,500名（R5.12月末時点）は継続参加できるものとする
実施期間	令和6年9月～令和7年2月 ※期間延長の可能性あり
運行日・時間	週5日、9～20時を想定 ※各エリアを1台が運行（3台運行）
運行車両・台数	ワゴン型車両（定員6名）、小型ワゴン型車両（定員4名）、ミニバス（定員11名）などを想定 ※運行事業者との調整
乗降スポット	約180箇所を想定 ※R5実証実験では179か所
運賃	大人300円・小児150円を想定 キャッシュレス決済、サブスク、回数券の導入を想定
割引施策	連携施設の利用者に「交通チケット」の付与を想定 ※交通チケットはオンデマンド交通の利用1回分の運賃を無料とするチケットで、デジタルチケットを主とし、一部、紙チケットを併用する想定。

(イ) 実証実験実施主体・関係者との協議・連絡事項ならびに支援・助言

実証実験に必要な下記の事前準備・実施方法やトラブルシューティングについて協議・調整を主体的に行う。本市が関係者と調整を行う場合は説明資料作成等の支援を行う。実証実験開始後は、実証実験実施主体・関係者に対して、地域公共交通に関する他都市事例やビジネスとして成立させるための視点からの改善提案など、実証実験の成果状況に応じた支援・助言を行う。

また、地域住民の代表組織との調整においては、6回程度のワークショップを実施し、移動サービスの実装化にあたり、地域の役割や地域と事業者等の関係者との関わりについて整理しながら、地域と事業者等を含めた共同事業体の組成に向けた検討を行う。

(協議・連絡事項)

○事前準備・運営方法

- ・施設連携の段取り調整
- ・利用者説明会、ワークショップ
- ・データ分析に向けた運行記録等のデータの取扱い・取得方法

○トラブルシューティング

- ・苦情処理
- ・事故対応（損害賠償対応） 等

※交通事業者と連携し、事故等の発生に対応できる条件を確認すること

イ 実証実験結果の分析・効果検証、ビジネスモデルの検討

下記分析項目を軸として、実証実験結果を分析し、効果検証を行う。分析項目の詳細は委託者と協議のうえ決定するものとする。

（分析項目案）

- ・携帯GPS情報および本市保有データ（運行前、運行期間中、運行後）
- ・日別・時間帯別の利用状況
- ・属性別利用状況
- ・ルート別利用状況
- ・利用者アンケート
- ・個別ヒアリング調査 等

(2) 学識経験者等へのヒアリング

移動サービスの実装化を目指すにあたり、有識者や企業等に対し、ヒアリング等の方法による意見調査を行い、論点整理を行うこと。意見調査の具体的な方法及び対象者については、委託者と受託者の協議により、定めるものとする。また、受託者が、説明資料の作成や議事録作成等を行うものとする。

なお、当該委託には、ヒアリングへの謝礼（支払い手続き、謝礼金など）も含む。

(3) 報告書の作成

上記(1)、(2)について、報告書を製本版及び概要版として取りまとめる。

(4) 業務打合せ等（打合せ回数5回程度）

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で打合せ等を行う。なお、打合せの都度、議事概要を受託者が作成することとする。

5 成果品

- ・報告書（製本版、電子媒体） 各3部
- ・報告書（概要版）（製本版、電子媒体） 各3部
- ・その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

6 その他

- (1) 本市の政策・事業等について十分に理解し、検討を進めるものとする。
- (2) 業務の全部を再委託することはできない。
- (3) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、本市と連絡調整を行うこととする。なお、業務の報告等を毎週行うなど、定期的な連絡調整を行うものとする。

る。

- (4) 上記4(3)の成果報告期限は、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (5) 成果品は、本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備すること。
例示として、Web 会議を開催するための wifi ルーター（契約締結済み）、タブレット（アカウントセットアップ済み）、会議用無線マイク、HDMI 出力用コネクタ（外付け可）、HDMI ケーブル等がセットアップ済み（必要数：1組）等。別途必要な資機材等は、委託者と協議すること。
- (7) 本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開している。その他に市が保有するデータについては、可能な範囲で委託者より提供する。